

2026年3月9日

各位

会社名株式会社海帆
 代表者名代表取締役守田直貴
 (コード番号: 3133 東証グロース)
 問合せ先管理本部長羽二生博志
 (TEL. 052-586-2666)

**第三者割当による第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の
 発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2026年2月20日開催の当社取締役会において決議しました、EVO FUND(以下「割当先」といいます。)を割当先とする第三者割当による第9回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行に関する発行価額の総額の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年2月20日公表の「第三者割当による第9回新株予約権(行使価額修正条項付)、第2回無担保普通社債(少数私募)及び第3回無担保普通社債(少数私募)の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<本新株予約権の発行の概要>

(1) 割 当 日	2026年3月9日
(2) 発行新株予約権数	570,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
(3) 発 行 価 額	総額18,810,000円(新株予約権1個当たり33円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	普通株式57,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は183円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は57,000,000株であります。
(5) 調達資金の額	20,814,330,000円(注)
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	① 当初行使価額は、365円とします。 ② 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。)に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正されます(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2026年2月20日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日(以下、2026年2月20日と個別に又は総称して「価格算定日」といいます。)(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。但し、当該価格算定日に終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、

	<p>価格算定日において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>③ 本項第②号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び②当該株主確定期間の末日の 1 取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、1 取引日が経過する毎に、本項第②号に準じて行使価額は修正されます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権 利 行 使 期 間	2026 年 3 月 10 日（当日を含みます。）から 2027 年 7 月 12 日（当日を含みます。）までです。
(9) そ の 他	当社は、2026 年 2 月 20 日付で、割当先との間で、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。また、当社は、本日付で、割当先との間で、総数引受契約を締結しております。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使状況により変動する可能性があります。

以 上